

令和3年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は「健全化判断比率」を算定し、住民のみなさんに財政の健全度を公表することとなっています。また、公共下水道事業特別会計をはじめとする公営企業会計についても「資金不足比率」を算定し、経営状況を公表しています。

健全化判断比率、資金不足比率ともに一定の基準を超えると、比率の段階に応じて「財政健全化計画」「財政再生計画」「経営健全化計画」を策定しなければならず、このことは、町民のみなさんの生活や行政サービスの提供に影響を与えることになります。

以下が令和3年度決算に基づく各指標であり、「健全化判断比率」「資金不足比率」ともに、「早期健全化基準」「経営健全化基準」を下回っています。

1 健全化判断比率

区 分	長万部町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
③実質公債費比率	11.0	25.0	35.0
④将来負担比率	21.5	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示します。

2 資金不足比率

区 分	長万部町の比率	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	20.0
ガス事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

※資金不足額がない場合は、「—」で表示します。

※用語の解説

【健全化判断比率】

(1) 実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する該当団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率（過去3ヵ年の平均）

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

【資金不足比率】

各企業ごとの資金不足額が事業の規模に占める割合